明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九七）　二

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九八）　二

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**三六〇）　三

○特定国外派遣組織を指定する件（**同**三六一）　三

○電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項に規定する特定認証業務の廃止に関する件（**総務・法務・経済産業**五）　三

○戸籍が滅失した件（**法務**三三五）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**三三六）　三

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**三二四）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三六八）　四

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**農林水産**二三〇一）　四

○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則及び農業経営収入保険損害認定準則の一部を改正する件（**同**二三〇二）　四

○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**八）　五

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一一九三～一一九五）　五

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として承認した件（**同**一一九六）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一九七～一二〇〇）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**二〇四、二〇五）　七

○都市計画に関する件（**同**二〇六）　七

○浄化槽の型式の認定を更新した件（**北陸地方整備局**八三）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**七三）　八

〔人事異動〕

内閣　外務省　岩手県　栃木県　仙台市　川崎市　静岡市　名古屋市　堺市　広島市　八

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）　四

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（沖縄労働局最低賃金公示三）　五

最低工賃の改正決定に関する公示（三重労働局最低工賃公示一）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六

会社その他

本号で公布された法令のあらまし　九

◇**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二九七号）（国土交通省）　九

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三二号）の附則第一条に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年一一月一日とすることとした。

◇**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九八号）（国土交通省）　九

1　ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室の設置基準の見直し

床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上で、客室の総数が五〇以上のホテル又は旅館を建築する場合には、車椅子使用者用客室を客室の総数に一〇〇分の一を乗じて得た数以上設けることとした。（第一五条第一項関係）　九

2　認定協定建築物の容積率の特例

認定協定建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、認定協定建築物の延べ面積の一〇分の一を限度として、国土交通大臣が定めることとした。（第二四条関係）　九

3　移動等円滑化促進地区における事前届出の対象となる行為

㈠　移動等円滑化促進地区における公共交通事業者等による事前届出の対象として、生活関連旅客施設の建設又は改良であって、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と当該生活関連旅客施設に隣接する他の生活関連旅客施設等との間の経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うものを定めることとした。（第二五条第一号関係）　一〇

㈡　移動等円滑化促進地区における道路管理者による事前届出の対象として、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、生活関連旅客施設等で当該道路に接するものの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕を定めることとした。（第二五条第二号関係）　一〇